

銃砲刀剣類所持等取締法第 12 条の 3 の規定に基づく指定医の指定に関する規則を次のように定め、公布する。

平成 21 年 6 月 4 日

富山県公安委員会委員長 犬島 伸一郎

富山県公安委員会規則第 7 号

銃砲刀剣類所持等取締法第 12 条の 3 の規定に基づく指定医の指定に関する規則

(指定医の指定)

第 1 条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 5 条の 2 第 3 号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 5 条の 2 第 3 号に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

(告示)

第 2 条 富山県公安委員会は、前条の規定による医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象を告示するものとする。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 9 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 9 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。